

第1回外国弁護士制度研究会 議事録

日 時 平成20年6月6日(金) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

場 所 法務省第一会議室(20階)

議 事

中川委員 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまから第1回の外国弁護士制度研究会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は法務省大臣官房司法法制部参事官の中川と申します。この研究会を開催するに当たりまして事務局を設けなかった関係で、座長が選任されるまで進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、この研究会の目的ですが、日本弁護士連合会と法務省との共同設置の下で、外国法事務弁護士に関して、弁護士業務を取り巻く内外の動向、我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の動向について調査及び研究を行っていただき、その上で外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討し、その成果を法務省及び日本弁護士連合会に報告をしていただくというものです。

この外国法事務弁護士事務所の法人化につきましては、日米規制改革イニシアチブで、アメリカ側からの要望事項の一つとして掲げられております。また、本年3月に閣議決定されました規制改革推進のための3か年計画でも、「外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。」とされており、その意味で、現在、外弁に関する主要かつ喫緊の検討課題ということになっております。

それでは、まず配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元にあります外国弁護士制度研究会第1回の配布資料でございます。中身を御確認ください。

まず、資料1-1は、外国弁護士制度研究会設置要綱で、この研究会の設置要綱が記載されています。資料の1-2は、この研究会の構成メンバーについての委員の名簿でございます。

資料2-1-(1)は、外弁制度の概要を記載したもので、(2)は、外国法事務弁護士が行うことのできる法律事務の範囲についての表です。資料2-2は、外弁法改正の経過に関する資料です。資料2-3は、外国法事務弁護士関係のデータです。2-3-(1)が近年の承認及び登録者数の推移に関するもの、登録の状況、それから資料2-3-(2)が原資格国別の登録者数、推移、国籍別です。そして、資料(3)が所属事務所の分布という資料です。資料2-4は、諸外国における外国弁護士受入制度です。

そして資料3ですけれども、資料3-1として、研究会における検討事項(案)というものと、そして資料3-2として、日程及び主な内容というものが今回の資料となっております。

そして、参考ということで、これ以外に外国法事務弁護士制度の設立当時の解説資料を付けさせていただいておりますので、これも後で御覧いただければと思います。

続きまして、この研究会の設置要綱、資料1-1を御覧下さい。まず、この研究会の設置要綱の4の(1)に基づき、座長を委員の先生のどなたかをお願いしたいと思いますが、まずその前に私からこの研究会の委員の先生方を御紹介させていただきます。委員の方々には後で自己紹介を賜りたいと思いますので、こちらで簡単にお名前と御所属を御紹介させていただきます。

まず、あいうえお順で恐縮ですが、早稲田大学大学院の教授をされております伊藤委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日本弁護士連合会の外国弁護士及び国際業務委員会委員長をされておられます牛島委員でございます。

牛島委員 牛島でございます。

中川委員 よろしく申し上げます。

続きまして、バンクタイシニアアドバイザー兼事業再生実務家協会常務理事をされていらっしゃる越委員でございます。

越委員 どうぞよろしくお願いいたします。越です。

中川委員 続きまして、弁護士の佐瀬委員です。

佐瀬委員 佐瀬でございます。よろしくお願いいたします。

中川委員 次の順番からいきますと、東京ガス総務部法務室長の佐成委員がいらっしゃるのですが、本日は御欠席でございます。

続きまして、同じく日本弁護士連合会で外国弁護士及び国際業務委員会委員をされていらっしゃる下條委員でございます。

下條委員 下條です。よろしくお願いいたします。

中川委員 続きまして、読売新聞の東京本社調査研究本部総務をされていらっしゃる杉山委員でございます。

杉山委員 杉山です。よろしくお願いいたします。

中川委員 続きましては、弁護士の高中委員でございます。

高中委員 高中でございます。よろしくお願い申し上げます。

中川委員 続きまして、京都大学の教授でいらっしゃる中西委員でございます。

中西委員 中西です。よろしくお願いいたします。

中川委員 続きまして、学習院大学の教授でいらっしゃる長谷部委員でございます。

長谷部委員 長谷部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中川委員 続きまして、三菱商事株式会社理事で法務・コンプライアンス担当補佐兼総括部長をなさっている松木委員でございます。

松木委員 松木でございます。よろしくお願いいたします。

中川委員 最後に、法務省の大臣官房司法法制部長の深山委員でございます。

深山委員 深山です。よろしくお願いいたします。

中川委員 続きまして、この研究会にはオブザーバーとして3名の方に参加をいただいております。その3名の方を御紹介いたします。

まず、外務省のサービス貿易室首席事務官をされております濱本さんでございます。

濱本氏 濱本でございます。

中川委員 続きまして、外国法事務弁護士で、ハーバート・スミスに所属をされていて、現在、三井物産に出向されておりますルーカス・クラトフィルさんです。

クラトフィル氏 クラトフィルです。よろしくお願いいたします。

中川委員 そして3人目が、外国法事務弁護士で、現在TMIの法律事務所に所属をされております何連明さんです。

何氏 何です。よろしくお願いいたします。

中川委員 さらに、幹事としまして、お二人出席をなさっていらっしゃいます。

まず、法務省で大臣官房の司法法制部部付の検事であります渡邊幹事でございます。

渡邊幹事 渡邊でございます。どうぞよろしくお願ひします。

中川委員 そして、もう一方が日本弁護士連合会の事務次長をされております出井幹事です。

出井幹事 出井でございます。よろしくお願ひいたします。

中川委員 出席者の御紹介をさせていただきました。

それでは、座長の選任に当たりましては、委員の先生方の中からどなたかにお願ひをするということに設置要綱上なっておりますので、どなたか選任いただければと思いますが、御推薦はございますか。

牛島委員 伊藤委員を御推薦申し上げたいと存じます。

中川委員 伊藤委員をというお声をいただいたのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川委員 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員に座長をお願ひしたいと思ひます。それでは伊藤先生、座長席のほうにお移りいただいてよろしいでしょうか。

では、よろしくお願ひします。

伊藤座長 ただいま、皆様の御意向によりまして、本会の座長という大任をお引き受けさせていただきますことになりました。何分、不手際があるかと存じますけれども、よろしく御協力方、お願ひ申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、お手元の設置要綱4の運営を御覧いただければと存じます。運営の(1)の後段に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。」とございます。もちろん、誠心誠意務めるつもりではおりますけれども、何か万が一の事故ということも無いとは断言できませんので、そういう場合に備えまして、大変恐縮でございますけれども、長谷部委員に座長代行をお願ひしたいと存じます。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤座長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それから、その(2)を御覧いただきますと「研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」その(3)で「研究会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。」と、こういう決まりになっておりますので、委員各員におかれましては、研究会の運営に御協力賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、議事に入ります前に、この種の研究会におきましては、議事の公開の問題をあらかじめ決めておくというのが習わしのごとでございますので、この点について、幹事から説明をお願ひしたいと存じます。

渡邊幹事 幹事の渡邊でございます。

資料の1-1の設置要綱を御覧ください。その4の(6)には、「研究会の議事は、非公開とする。ただし、研究会を開いたときは、議事録を作成し、これを公開するものとする。」とありますが、発言された委員のお名前を出ささせていただく形式で幹事が議事録を作成しまして、法務省のホームページで公開する予定としております。

伊藤座長 ただいま渡邊幹事から説明があったとおりでございますが、何か委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、議事録の公開につきましては、御了承いただいたものとしたします。先ほど中川さんから御紹介がございましたが、初対面の方も少なくないと思われまますので、お一人1、2分程度で簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元に資料1-2として委員の名簿が配布されております。この名簿の順にということですが、大変僭越ですが、それでは私からまず自己紹介ということとさせていただきます。

先ほど御紹介いただきましたように、早稲田大学の法務研究科、いわゆる法科大学院で客員教授をしております。学者としての専攻分野というのは、民事手続法、あるいはこの研究会の課題も関係がございますが、司法制度などについての研究をしております。特に外国法事務弁護士についての制度に関する研究を深くしてまいったというわけではございませんので、何ほどのお役に立つか、心もとないところではございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは順次、先ほどの名簿の順でよろしいですかね。

中川委員 一応、名簿の順でもしよろしければ。

伊藤座長 そうすると、中西さんからですね。

中西委員 中西と申します。京都大学の教授をしております。専攻は国際私法で、その中では国際民事手続法を専門としているのですけれども、いわゆる法令を改正して、現在、法の適用に関する通則法というのができましたが、そのときにはこの会議室によく来ました。久しぶりでございます。

外国弁護士の制度につきましては、今まで余り考えたことがなかったので、皆様の足を引っ張らないようにしたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、長谷部さん、お願ひいたします。

長谷部委員 学習院大学の法務研究科の長谷部と申します。私も伊藤委員と同じように民事訴訟法が専攻でございまして、現在、法科大学院において法曹養成をしております。また、研究の対象としましても、法曹養成には以前から関心があったのでございますが、我が国の弁護士制度あるいは外国法事務弁護士制度をめぐるいろいろな状況というのは、本当に目まぐるしく変わっているというふうに感じております。この研究会に出席させていただきまして勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

伊藤座長 ありがとうございます。

そういたしましたら、杉山さんにお願ひしたいと思っておりますが。

杉山委員 読売新聞調査研究本部総務の杉山です。

私は記者生活を30年やっております、主に経済部記者として仕事をしてきました。皆さんのように法律の専門家ではありませんので、その点、素人の視点でいろいろ発言させていただきます。恐らくは、法律の専門家で見逃しがちな点ですね。それから、世間の一般常識とかけ離れているのではないかという点について、私のほうから見た点を率直に申し上げたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

伊藤座長 どうぞよろしくお願ひいたします。

では、越さん、お願いいたします。

越委員 越純一郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大学を卒業して、30年間の最初の20年を日本興業銀行に在籍し、ニューヨークと東京と大体半分ずつ仕事をしました。やっていたのはほとんどインベストメントバンキングで、ニューヨークで売掛金債権を証券化するというセキュリタイゼーションとか、クロスボーダーの企業の買収などです。

最近の10年間は企業の再建の現場に出まして、販売、債務整理など、地べたの局地戦をやってきました。

簡単に言うと、これまでずっと優秀な弁護士の方々にお世話になりながら自分の仕事を続けてきたというようなことです。

昨年までの15年間は東北とニューヨークにいましたが、現在は東京で幾つかの仕事をしています。その中の一つとして、バンクタイという、タイで唯一の政府系の金融機関の日本側のヘッドをいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、松木さん、お願いします。

松木委員 三菱商事の松木でございます。

3月末まで法務部長をしておりましたが、4月1日から組織を法務部とコンプライアンス総括部に分けまして、私は現在コンプライアンス総括部長ということで、コンプライアンスをメインにやっております。法務も法務・コンプライアンス担当補佐ということで、一部見ているというような状況でございます。1976年に会社に入りまして、以降、一時期違うことをやった時期が5年ぐらいあるのですが、それ以外ずっと企業法務におりまして、今回の外国の弁護士さんたちには大変お世話になってまいりました。その意味では、クライアントとしての立場からということだろうと思うのですけれども、何ほどの貢献ができればというふうに思っております。

それから、経営法友会という企業法務の団体がございしますが、現在そちらの代表幹事も務めさせていただいております。もし何かそういった方からの意見等ということのご要望がありましたら、そちらの方にも諮りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、牛島さん、お願いいたします。

牛島委員 弁護士の牛島と申します。よろしくお願いいたします。

私は今、略称、外弁委員会と言っておるのですが、外弁委員会の委員長という立場におります。実は、後ほど自己紹介されるかと思いますが、下條委員の後任でありまして、外国弁護士委員会、外弁委員会にもう恐らく20年ぐらいいるのではないかと存じます。後で外弁法改正の経緯というのが出てくるのかなと思ってパラパラ見ておりました、こうやって見ていると、こういうことがあったかと。

検事を最初2年やっております、それから大手のいわゆる渉外事務所に6年おりました、もう20年を超えましたと申し上げようとしたら、30年を超えているようでございまして、10年ぐらい、もうどちらでもいいかという思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤座長 こちらこそ、よろしくどうぞ。

では、下條さん、お願いいたします。

下條委員 今、紹介していただきました弁護士の下條です。よろしくお願いいたします。

法務省の方に配っていただいたこの外弁制度の経緯を見まして、私がいつから関与したかと思っていましたら、ちょうどこの国際仲裁手続における代理の自由化というのが平成8年にごさいましたけれども、そのときからこの外弁問題に関与しております。そして直近では、司法制度改革の中の国際化検討会の委員もやっておりました。

それから、日弁連のサイドでは、弁護士法人作成のときの法務省と日弁連との意見交換会、そちらの委員としても出ておりました。

それで、そのときから、弁護士に弁護士法人を作るのだったら、外国法事務弁護士にも法人をつくらないといけないのではないかということをお願いしておりましたけれども、その当時はとてもそれだけの量の仕事をこなせないということで見送られたという経緯がございます。

ですから、外国法事務弁護士法人をつくるといっても、非常に技術的なことが多いので、今回の研究会のように、非常にたくさんの有識者の方が集まっていたいて、御議論いただくようなことがあるのかどうか、少し不思議に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、深山さん、お願いいたします。

深山委員 法務省の司法法制部長というポストにおります深山です。

外国法事務弁護士制度を法務省で所管をしているのが司法法制部であり、その部長をしているということで参加をさせていただいております。

私自身は、もともとは裁判官で、14、5年、普通の民事を中心とする裁判官をしておりまして、今から12年ぐらい前に法務省に来て、その後ずっと民事立法を10年ぐらいやっておりました。自分自身で立法の責任者をやっていたのは主に倒産法です。民事再生法とか会社更生法の立案などをやって、その後、民事局でそういう仕事の統括をするような立場におりました。ここ2年ほど少しまた別の仕事を担当して、この法制部長になったのは今年の1月からですけれども、委員のうち何人かの方は倒産法の改正作業等々のときにいろいろな形で接触があった方と思うのですけれども、いずれにせよ、この研究会に参加して自由闊達な議論ができればと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、中川さん、お願いします。

中川委員 この4月に法務省の司法法制部参事官に参りました中川と申します。よろしくお願いいたします。

私は平成2年に検事に任官いたしまして、専ら現場にいたのですが、平成10年ごろから法務省の仕事もするようになりまして、主には法曹養成などをやっておりました。平成11年ごろには司法法制部付もしていたのですけれども、余り弁護士制度の関係の仕事はしてまいりませんでした。今回参事官ということで、この外国弁護士制度をやっていくということになったのですが、私自身、余りよく分かっていないところがありますので、一生懸命勉強いたしまして、ぜひこの研究会で実のある形を出していただければと思っております。

ます。よろしくお願いいいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、佐瀬さん、お願いいいたします。

佐瀬委員 私自身は余り外国関係で仕事の関係がないのですが、弁護士会の中では弁護士業務改革委員会という、昔、業務対策ということをやっていたのですが、その委員会にもう約20年ぐらい属しております。その意味では私自身は、弁護士会もそろって司法改革の意見書についていろいろ議論したわけですが、そういう意味では大賛成の立場にいる人間であります。

それから、あと法曹制度について、そちらの委員会にも属してきたものですから、そちらの方面もやってきましたけれども、私自身はどちらかというと業務改革、新しいものをどんどん開拓していきたいという気分が多いほうでございます。法務省の関係では、前に筆界特定という、余り皆さんには関係ないかもしれませんが、土地の関係での研究会の委員にさせていただいたことがございました。それから考えると2回目でございますけれども、皆さんと仲よく、そして研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

伊藤座長 どうもありがとうございます。

では、高中さん、お願いいいたします。

高中委員 名簿の最後でございます高中でございます。よろしくお願いい申し上げます。

名簿を見ていると、弁護士としか書いてございません。牛島委員とか下條委員はいろいろ肩書が付いてございますが、私は単なる弁護士という立場で今日は来てございます。しかしながら、あえて申し上げますと、推薦母体が日弁連の中に弁護士制度改革推進本部というのがございまして、そこの事務局長を数年やっております。5年ぐらい前に法曹制度検討会で伊藤座長のところで大変にお世話になった記憶を今思い出しているところでございます。

私もこの名簿にあるとおり、弁護士という、そういう立場でございまして、全く外国関係の仕事を、一生に1回か2回あればいいかなんていう感じではございますけれども、大きく申し上げますと、日本の弁護士制度あるいは日本の司法制度の中で、この外国法事務弁護士というのはどういうふうに位置付けたらよいのかと、こういう観点から御発言をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。よろしくお願いい申し上げます。

伊藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、幹事のお二人も自己紹介をお願いしたいと思います。まず渡邊さんから。

渡邊幹事 幹事の渡邊でございます。

私は、今年の7月から司法法制部の部付をさせていただいております。もともとは裁判官でございます。平成13年の10月に任官して、今年で7年目ということでございます。司法法制部は、弁護士法を所管しております。いわゆる弁護士法の例外と言われている法律についても所管しております。例えばサービサー法、あるいは今回議論の対象となっております外弁法、あるいは今年の4月に始まったADR法です。これらの法律に関する業務を担当しております。この研究会におきましては、皆様のお知恵を拝借しながら、いろいろ勉強してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、出井さん、お願いします。

出井幹事 日本弁護士連合会事務次長の出井でございます。

日弁連では私は国際関係、業務関係、それから今、風雲急を告げております法曹人口問題等を担当しております。あと、私は弁護士を20年やっております、弁護士の仕事の関係では国際関係、それから国際訴訟、仲裁を主にやっております。そのほかに法科大学院でも国際取引法、それから知財法を教えておりますが、実務家教員ですので、実務の立場からいろいろなことを教えているということでございます。この研究会、幹事は研究会の事務について委員を補佐するという役目でございますので、そうそうたる皆さんをどうやって補佐するのか分かりませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤座長 ありがとうございます。

そういたしましたら、オブザーバーのお三方にもお願ひしたいと思ひますが、まず濱本さんからよろしくどうぞ。

濱本氏 外務省経済局サービス貿易室におります濱本と申します。よろしくお願ひいたします。

当室で行っておりますのは、WTOないしは経済連携協定、EPAでございますが、のサービス貿易部分を所掌しております。外国法事務弁護士の話はサービス貿易という一環でWTOの場でも取り上げることもあり、またEPA、既存のEPAでも幾つか扱っております。それからまた、EPAの枠外でも日米のような対話の場でも取り上げられていることでございまして、ぜひこの場での御議論を拝聴させていただきたいと思っておる次第でございます。よろしくお願ひいたします。

伊藤座長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、クラトフィルさん、お願ひいたします。

クラトフィル氏 まず、下手な日本語、すみません。ルーカス・クラトフィルと申します。

2006年からハーバート・スミスの東京事務所のプロジェクトの弁護士です。専門は石油関係の仕事です。どうぞよろしくお願ひいたします。

伊藤座長 ありがとうございます。

では、何さん、お願ひいたします。

何氏 TMI 総合法律事務所の何といいます。中国北京の出身です。

1989年に中国で弁護士となりまして、日本での外弁登録は1999年で認可を受けました。99年度当時もTMI 総合法律事務所に在籍してございまして、主に日本企業の中国進出、あとは中国企業の日本進出、知的財産権などの仕事を主に担当しております。前回の外弁法の改正のときに、中国の状況を説明してくださいという御依頼をいただいております。そのときの委員の皆さんへの説明を担当いたしました。今回、貴重な機会でございます。勉強させていただき、将来、中国の司法制度の改革にもその経験を生かしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の内容に入りたいと存じます。

まず、資料2につきまして、法務省から説明をお願ひしたいと存じます。

渡邊幹事 では、幹事の渡邊のほうから資料2につきまして御説明したいと思ひます。本日、法務省のほうから御説明しますのは、我が国における外国弁護士受入制度の概要、現状、

あるいは諸外国における外国弁護士受入制度の現状といった点でございます。

資料に沿って御説明いたします。

まず、お手元の資料 2-1-(1)「外国法事務弁護士制度について」と題するものを御覧ください。

こちらに記載してありますとおり、制度の基本は、「外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たに資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度」というものでございます。

若干補足して御説明いたしますと、弁護士法第72条によりまして、我が国におきましては、弁護士または弁護士法人以外の方が他人の法律事務を取り扱うことは原則的に禁止されております。その違反行為につきましては、罰則の対象とされております。したがって、外国の弁護士となる資格を有する方々が我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度、これは弁護士法の例外と、そのように位置付けられると思います。

このように、我が国における外国弁護士受入制度につきましては、弁護士法の特例となるものでございまして、外国の弁護士となる資格を有する方々が、所定の要件を満たした場合に、これは外国法事務弁護士という言い方をしますけれども、外国法事務弁護士として一定の範囲の法律事務を取り扱うことを許容する制度、このように御理解いただければと思います。この我が国における外国弁護士受入制度につきましては、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に規定されております。この法律は、昭和62年4月1日から施行されております。

なお、これから御説明します内容につきましては、日本の弁護士、あるいは弁護士法人につきましては、単に弁護士ないしは弁護士法人という言い方をさせていただきます。また、外国で弁護士となっていられる方々につきましては、外国弁護士という言い方をさせていただきます。他方、先ほど申し上げたいいわゆる外弁法において外国法事務弁護士という資格を与えられた方々、この方々を外国法事務弁護士、こういった使い分けをして御説明したいと思っておりますので、その点、御留意いただければと思います。

続けますが、外国法事務弁護士とは一体何かと申し上げますと、外弁法では、いわゆる2段階方式というものを採用しております。この2段階方式とは何かと申し上げますと、まずは外国の弁護士となる資格を有する方が、法務大臣の承認を受けた場合に、外国法事務弁護士となる資格を有することになります。そして、外国法事務弁護士となる資格を有することとなった方が、日弁連に備えております外国法事務弁護士名簿に登録を受けた場合に外国法事務弁護士となります。そういった2段階の手続を経まして外国法事務弁護士となった方々が一定の範囲の法律事務を取り扱うことができると、このような仕組みになってございます。

今申し上げました法務大臣の承認でございますけれども、この資料2-1-(1)の下のほう、「法務省」という四角の枠があって、「法務大臣の承認」、「(要件)」というところを御覧ください。これらの要件を満たした方々につきましては法務大臣の承認を得ることができる、このようになっております。

外国弁護士となる資格を有することがまず必要とされていることは当然のこととして、その次に記載されております「職務経験(3年)」について若干御説明したいと思っております。こ

これは、外国弁護士となる資格を取得された後、3年以上、資格取得国において外国弁護士として職務を行った経験を必要とするものです。この職務経験につきましては、今申し上げた資格取得国での職務経験だけではなくて、一定の場合には算入可能とされている経験もございます。それは何かと申し上げますと、まずは、資格取得国以外の外国において、外国弁護士となる資格を基礎として、資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験、これが算入可能とされておりまして、また、我が国における経験につきましても、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士に雇用されて、これらの者に資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供についても、通算して1年に限っては算入可能と、このような仕組みになっております。

このような要件を満たした方々が法務大臣の承認を受け、外国法事務弁護士となる資格を有することとなります。そのような資格を取得された方は、今度は、日弁連に登録の請求をすることになります。その登録の請求をされた方につきましては、日弁連の中の外国法事務弁護士登録審査会というところで登録審査がされて、その審査を経た方が先ほど申し上げた名簿に登録をされて、外国法事務弁護士となることとなります。

先ほど、外国法事務弁護士は一定の範囲の法律事務を取り扱うことができると申し上げました。そこで、次に、その取り扱うことのできる法律事務の範囲について御説明したいと思います。資料の2-1-(2)を御覧ください。

先ほども申し上げましたが、弁護士法第72条により、弁護士あるいは弁護士法人以外の方々は法律事務を取り扱うことが原則的に禁止されております。その我が国における法律事務のイメージがこの大きな四角の枠でございます。この法律事務につきましては、日本国法に関する法律事務と外国法に関する法律事務の2つに大きく分けることができます。

外国法事務弁護士が取り扱うことのできる法律事務の範囲はといいますと、外国法に関する法律事務のうち、ここの大きな枠の中に着色してあります部分、緑色、青色、黄色がございまして、この部分が外国法事務弁護士が取り扱うことのできる法律事務の範囲ということになっております。順に御説明いたします。

外弁法では、外国法のことを原資格国法というものと、それ以外の特定外国法というもので概念しております。原資格国法は何かと申し上げますと、先ほど、外国法事務弁護士となるためには法務大臣の承認が必要と申し上げましたが、その承認の申請をする際に申請した、外国弁護士となる資格を取得したその資格取得国における法のことを原資格国法という言い方をしております。

外国弁護士となる資格を取得されている方が、法務大臣の承認を受けて、日弁連で登録をされた場合には、この原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができるようになります。逆に、それ以外の特定外国法に関する法律事務につきましては、取扱いが原則的に禁止されております。

この原資格国法に関する法律事務についてさらに御説明いたします。今、申し上げましたとおり、外国法事務弁護士といいますのは、原資格国法に関する法律事務を原則的に取り扱うことができると、これが外弁法の仕組みでございますが、一方で、原資格国法に関する法律事務であっても、日本法についての知識が十分でないと適切な法律事務を行えない分野、こういったものの中には類型としてございまして、これにつきましては、緑色の四角の右に記載してございまして、例外的に取扱いができないこととされております。この

うち、イメージがわきやすいものとしましては、例えば、刑事に関する事件における弁護士としての活動などは、原資格国法に関する法律事務であっても、取扱いは認められておりません。

他方、原資格国法に関する法律事務として取り扱うことができるものであっても、外国法のみ知識に基づいて事案を処理すると、その適正を欠くおそれがあるというものにつきましては、さらに要件を加重して取扱いを認めております。この濃い緑色のところに記載しているものでございます。このような法律事務につきましては、弁護士との共同遂行または弁護士の書面による助言を得て、その原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができることとされております。例えば、国内所在の不動産に関する権利あるいは工業所有権もそうですが、これらの権利の得喪・変更を目的とするけれども、それが主たる目的でない法律事件についての代理などがこれに当たります。また、親族関係に関する法律事件、当事者として日本国民が含まれるものですが、これについての代理等につきましても、弁護士との共同遂行などが必要となってきます。

以上が、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる原資格国法に関する法律事務でございます。

先ほども御説明しましたとおり、外国法事務弁護士は、原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができますが、それ以外の特定外国法に関する法律事務につきましては、取扱いが原則的に禁止されております。しかしながら、他方で、法務大臣の承認を受ける基礎となった外国弁護士となる資格のほか、別の国の外国弁護士となる資格を有している方々も中にはいらっしゃいます。そういった方々につきましては、法務大臣の指定を受けて、なおかつ日弁連の登録に指定の付記を受けた場合には、例外的に指定法に関する法律事務も取り扱えるようになります。

若干補足して御説明しますと、こういった方々が指定を受けることができるかといいますと、特定外国の外国弁護士となる資格を有している方、あるいは、そのような資格はないけれども、特定外国の外国弁護士となる資格を有する方々と同程度にその特定外国の法に関する知識をお持ちで、なおかつ法律事務の取扱いの経験が5年以上の実務経験がある方々、こういった方々は法務大臣からその特定外国法について指定を受け、日弁連の登録に指定の付記を受けますと、指定法に関する法律事務を取り扱うことができます。

では、その指定法に関する法律事務をすべて取り扱うことができるかといいますと、それは違いまして、先ほど原資格国法に関する法律事務のところでお説明しましたのと同様、日本法についての知識が十分でない適切な法律事務を行えない分野につきましては取り扱うことができません。他方、取り扱えるものであっても、弁護士との共同遂行または弁護士の書面による助言が必要なものもございます。中身としては一緒でございます。

今、御説明した指定法に関する法律事務の取扱いのほか、さらにもう一つ例外がございます。

外国法事務弁護士は、先ほど申し上げた要件を満たした場合に、緑色部分の原資格国法に関する法律事務と青色部分の指定法に関する法律事務が取り扱えると申し上げましたが、さらに、この黄色部分が更なる例外となっております。これにつきましては、その特定外国法が全部または主要な部分に適用され、または適用されるべき法律事件についての法律事務であって、なおかつ、この黄色の枠の中に記載してありますとおり、外国弁護士ある

いは外国法事務弁護士の書面による助言があれば例外的に取り扱うことができます。さらに、その中でも弁護士との共同遂行または弁護士の書面による助言が必要な場合もあることは先ほど申し上げたのと同様でございます。

なかなか仕組みが複雑で説明が舌足らずなところもございますが、以上が外国法事務弁護士が取り扱うことのできる法律事務の概要でございます。

このほかに、外国法事務弁護士であっても、国際仲裁事件の代理であるとか、あるいは外国法共同事業といひまして、外国法事務弁護士と弁護士あるいは弁護士法人が組合契約その他の継続的な契約によって共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものにつきましては、例外的にその取扱いが認められております。

次に、外弁法の改正経緯等について御説明いたします。資料2-2を御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、我が国における外国弁護士受入制度は昭和62年に始まりましたが、この資料にありますとおり、内外の諸情勢を踏まえまして、弁護士と外国法事務弁護士との特定共同事業の許容でありますとか、あるいは承認の要件になります職務経験要件の緩和などといった点につきまして、累次の改正が行われてきました。

直近のもので申し上げますと、我が国の司法制度改革の一環としてされたものでございます。3ページ目を御覧ください。3ページ目の下のほう、「平成15年7月 外弁法一部改正」とありますが、平成15年7月に成立しました「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」によりまして、弁護士と外国法事務弁護士の提携・共同を積極的に推進すべく所要の改正が行われました。その内容につきましては、この3ページに記載されているとおりですが、主たるものとしましては、外国法事務弁護士による弁護士の雇用の解禁でございますとか、あるいは外国法事務弁護士と弁護士との共同事業等に関する規制の緩和などの措置が講じられました。

このように累次の改正が行われてきたわけでございますが、今なお日米規制改革イニシアチブ等において外国法事務弁護士の専門職法人の設立解禁等の要望がございます。4ページの一番上を御覧ください。

日米規制改革イニシアチブ6年目の対話における対日要望でございますが、こちらに4点記載していますとおり、専門職法人及び支所設置の容認、外国法事務弁護士に対する最低資格基準の見直しでありますとか、あるいは弁護士に対するインターナショナル・リーガル・パートナーシップとの自由な提携の容認、仲裁及び裁判外紛争解決手続の推進といった対日要望がされました。このような要望に対しましては、日本のほうから、平成19年6月6日付け日米両首脳への第6回報告におきまして、次のように答えております。

「外国法事務弁護士の専門職法人の設立に関し、外国法事務弁護士代表者からの要望を受け次第、外国法事務弁護士が弁護士専門職法人と同じ根拠に基づき、また、同じ利益を享受できる専門職法人を組織することを容認する関係法令の改正に向けた措置をとることを視野に入れて日弁連と協議を行う。」と、このように回答してございます。

その後の経緯でございますが、一番下のほうの「外国法事務弁護士等からの要望」というところを御覧ください。今申し上げた日本側の正式な回答を踏まえまして、平成19年の10月5日付けで、在日米商工会議所法律サービス委員会共同議長、外国法事務弁護士の任意団体でございますが、外国法事務弁護士協会のコーディネーター、あるいは渥美法律事務所渥美弁護士から、別途、書簡で要望が寄せられております。

さらに、同じ年の10月30日には、在日米国商工会議所会頭等が大臣を往訪した際、外国法事務弁護士関係では「法人化によらない支店の設置」に関する要望があったものと承知しております。

このような経緯を踏まえまして、今回の外国弁護士制度研究会設置に向けた日弁連との協議が始まりました。その後、先ほど中川委員のほうからも説明がございましたが、平成20年3月25日閣議決定されました規制改革推進のための3か年計画（改定）におきまして、国民が利用しやすい司法制度を実現すべく、このように述べております。「今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士（外弁）事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。」とされております。

以上が外弁法の改正経緯等でございます。

次に、我が国における外国法事務弁護士の現状について御説明いたします。資料の2-3-（1）を御覧ください。こちらに記載していますデータは平成14年から本年5月末現在のものでございますが、承認者数という欄を御覧いただきますと、平成14年からは概ね40名前後の方々が法務大臣の承認を受けております。そして、本年5末日現在で、現登録者数は272名となっております。下のグラフを御覧ください。黒色の線グラフは現登録者数を示したものでございますけれども、現登録者数は着実に増加しております。したがって、我が国への定着が長くなっている傾向にあるかと思えます。

次に、資料2-3-（2）を御覧ください。この表の一番左、1とあるところを御覧ください。原資格国別の外国法事務弁護士の現登録者数でございます。これは今年の5月末現在のものでございますが、一番多いのがアメリカ合衆国で160名でございます。全体の272名で見ますと、約59%を占めております。アメリカ合衆国の中で最も多いのが⑩のニューヨーク州の86名でございます。次いで①のカリフォルニア州の34名が目立っております。次に多いのが連合王国でございます。45名の方々が登録されております。3番目が中華人民共和国で24名の方、そのほか4番目のオーストラリア、以降、最後の16番目のブラジル連邦共和国の方々が現在登録されているということです。

さらに、資料2-3-（3）を御覧ください。現在登録されています外国法事務弁護士の方々あるいはその所属事務所が我が国においてどのように分布しているかを示したものでございます。東京都につきましては254名となっております。最も多うございます。これは全体に占める割合で申し上げますと93%を占めております。事務所につきましては東京都が112ありまして、これも全体の87%を占めております。次いで多いのが大阪府でございます。外国法事務弁護士として登録されている方は9名、全体の3.3%でございます。事務所につきましては8あります。これも全体の6.2%を占めております。

最後に、資料2-4を御覧ください。これまで我が国における外国弁護士受入制度について御説明しましたが、この資料は、主要国における外国弁護士受入制度の概要を示したものでございます。まず初めにアメリカ合衆国でございますが、合衆国は連邦国家ですけれども、そのうちの22州が外国弁護士受入制度を導入しておりません。他方、そのほかの

28州及びコロンビア特別区におきましては、外国弁護士受入制度を導入しておりますが、例えば職務経験要件のところを御覧いただきますと、大体3年から5年の職務経験を要求しておりますし、なおかつその職務経験といいますのは、その申請直前のものを要求していることが分かります。

次に、欧州につきまして御説明いたしますと、まずフランスを御覧いただきますと、外国弁護士受入制度を導入しておりません。他方、連合王国あるいはドイツが外国弁護士受入制度を導入しておりますが、先ほど申し上げたような職務経験要件というものを求めておりません。

さらに、中国につきましては、外国弁護士受入制度を導入しておりますが、職務経験要件というものを求めております。その内容はこちらに記載してあるとおりです。ほかにも、この表には記載ございませんが、香港やシンガポールにつきましては、外国弁護士が事務所を設置して資格取得国の法に関する法律事務を行うことができることとされているようでございます。

以上が法務省からの説明でございました。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた資料に関しまして、何か御質問等があればお願いをいたします。

どうぞ、下條さん。

下條委員 今、一番最後に御説明いただいた中国の受入制度について、私の理解では、中国では日本のような特定共同事業とか共同事業とか、そういうものがまだ認められていないという理解だったのですけれども、これを見ますと、司法部の許可を得れば共同事務所の設立可と書いてございます。その辺、私のほうの情報不足でこのような情報を持っていなかったのですけれども、このように共同事業が可能であるということの御説明をいただけたらと思います。

伊藤座長 法務省からこの意味をまず御説明いただけますか。

渡邊幹事 確認の上、次回御説明させていただきたいと思います。

伊藤座長 どうぞ。

出井幹事 ただいまの御指摘のあったこの資料の2-4でございしますが、日弁連でも次回にこの点をもう少し詳しく私どものほうでも説明いたしたいと思います。当研究会は、日本の弁護士制度、日本の外国法事務弁護士制度の研究ということでございしますが、やはり世界の中で日本のこの外国法弁護士の受け入れ、規制緩和がどれくらいの位置付けにあるのかということをお理解いただいたほうがいいかと思っておりますので、そのあたりのことは次回、改めて日弁連のほうから説明いたしたいと存じます。必要であれば、資料も追加いたします。

伊藤座長 分かりました。では、先ほどの下條さんの御質問に関しては、資料等を確認した上でお答えをするということにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ御自由に御発言ください。

どうぞ、中西さん。

中西委員 私もその資料の2-4についてちょっと気になったことがあるのですけれども、その外国法事務弁護士受入制度と機能的に似たような話はほかにもあって、多分、そもそも

その法曹資格を与える試験がすごく易しければとか、あるいは外国の弁護士を相互承認みたいな形で一定の要件を若干補充するだけでその国の弁護士の資格を与えるとか、そういう制度も機能的には似ていると思うんですけども、そこまで考えて表が作られているようには何となく見えないんですけども、いかがでしょうか。

伊藤座長 今の中西さんの御指摘は、例えばEU域内での資格の共通化のような、そういうことを念頭に置いていらっしゃる御質問ですか。

中西委員 そうですね。

伊藤座長 分かりました。その点、いかがでしょうか。

渡邊幹事 どういった形で御説明できるかも含め、検討してみます。

伊藤座長 分かりました。

出井幹事 今、御指摘の点も含めて法務省と相談して、そこは次回に説明申し上げたいと思います。

伊藤座長 分かりました。そうすると、外国弁護士受入制度そのものではないけれども、いけばそれと密接に関係があるようなものについて、もう少し広い範囲で調査をしたらどうかという御指摘かと思えますので、そのあたりについては、またそれぞれの幹事のほうで次回までに御検討いただければと思います。

どうぞ、そのほか御遠慮なく。

下條さん、どうぞ。

下條委員 今度は資料の2-1-(1)についてお尋ねいたします。先ほど渡邊さんから御説明いただいたのは非常に分かりやすく、私もそのとおりだと思うのですが、たしか司法制度改革のときの司法制度検討会のほうでもって、法務省のほうから書面を出されて、弁護士法72条に言う法律事務については事件性が必要であるということをおっしゃられて、外国法事務弁護士がやっているような契約書の作成とか助言とか、そういうものは事件性がない例示に挙げられているのです。それで、そういうふうに法務省が見解をとられると、外弁制度を何か根本からひっくり返すようなものになりますので、私どもとしては、法曹制度検討会において法務省が書面を出された意見について非常に疑問に思っております。ですから、それが一体どういうふうに先ほどの渡邊さんの御説明とか、この外弁制度と調和がとられるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

伊藤座長 これもどうでしょうか。今日の段階で何か御発言いただけることはありますか。

渡邊幹事 今、御指摘いただいた資料を確認いたしまして、検討してみたいと思います。

中川委員 今回の資料は、そういう意味で本当に概略という位置付けで御理解いただければと思います。もし、今後こういう資料があれば提出いただきたいというものがありましたら、ぜひ委員の先生方から御意見いただきまして、こちらでも幹事の方で用意をさせることができますので、この機会にでも、もしありましたらどうぞ御意見をお伺いしたいと思います。

伊藤座長 どうぞ、そういうことを。第1回目でございますから、そういう趣旨ですので、今日いろいろ御発言いただければ、それに即して資料等を準備していただけることになるかと思えますので、御遠慮なく御発言ください。

越委員 では、早速、遠慮なくということで。

先ほどの下條先生の御発言を承ってお願いしたくなったことがあります。中川委員と初め

てお目にかかったのが、最高検・東京高検の内部研修でしたか、やはりこの研究会に関連するような御質問が出るのですね。それに対して私がお答えして申し上げたのは、「実はコツがある。それは『どういうふうにするか』ということを考える前に、『何のためにやるのか』というのを先に見極めると答えが出やすい。」ということです。「何のために」というのは「価値観」の問題です。

それで、ここから先が、「もしこういう資料がありましたら」というお願いになるのですが、この外弁制度を考えると頭の置いておかなければいけない「価値観」とは何か、また、価値観が複数あると、その調和を見つけなければいけない、そうしたことに關して過去にいかなる議論がなされたかを知りたいのです。

そういう意味での価値観として、とりあえず私が思い付くのは、まず「弁護士に指導していただく側の企業や消費者側の問題としては、やはりきちんとした御指導・アドバイスを承れるように、その質が担保されるような制度が欲しい」ということがあります。

それから、やはり梶田淳二弁護士という私のとても尊敬している方がよくおっしゃることなのですが、「弁護士の世界でも何の世界でも、質を高めたいというのであれば『競争が一番』。切磋琢磨が行われるような制度のほうが日本の国民経済にとっていいのではないか」という価値観もあります。

もう一つとして、「職域を守る」という、看護師の制度などに関連して良く出る言葉がありますが、「せっかく日本で資格を取って、一生懸命されようとしている方がいらっしゃっても、余りにもたくさん外弁の方がお仕事を取ってしまって、せっかくの日本人の弁護士の活躍する場が減ってしまうというのはいかがなものか」というような価値観も恐らくあるのではないのでしょうか。

とりあえず私が思いついたのは、頭に浮かんだのはその程度なのです。ですから、そんなような基本的な理解でいいのか、あるいはもうちょっと広げて、「門戸開放という外交上の価値観」も頭の中に入れなければいけないのかなどについて、過去、どんな議論がされてきたのかとか、もし教えていただければありがたいなと思いました。

すみません、少し長くなりました。

伊藤座長 いかがですか、今の御発言。もうちょっと幹事のほうで何か資料等を探すときに、例えばこういうようなイメージのものでというようなことを補足していただけたらと思ったのですけれども、おっしゃる御趣旨はよく分かるのですけれども、ではどういう関係のどういう資料あるいは情報を補充したり探したりすればいいのかという点、もう少し御示唆いただけませんか。

越委員 過去のを全部精査していただく必要はないし、大変だから省略していただいてもいいと思うのですけれども、ヒートアップした議論のその議事録に、やはりこういうふうにしなればいけない、あるいはそんな制度にしたならこういう弊害が出るというような主張が出ているのではないかと思います。それを私は知りたいと思います。

出井幹事 先ほど下條委員から法務省のペーパーのお話が出ましたが、あれは司法制度改革推進本部の法曹制度検討会が出された書面ということですね。

下條委員 そうです。例の、たしか商事会社等が子会社等に法律事務を提供して、報酬を取ることが認められるべきであるとか、そういうような関連で出されたものと理解しております。

出井幹事 ということだそうなのです。

それから、今、越委員から、かなり本質的な問題提起がございました。それで、幾つかおっしゃったのですが、これはまさに委員の方々で意見交換あるいは認識を共通にさせていただきたいのですが、私のほうからこのフレームワークとして提示できるかなと思うのは、今ここで議論していることが国際的な枠組みの中でどういう位置付けにあるのか、一つはWTOの関係です。そのあたりの議論、それからWTOとかなり関係するのですが、これまでの日本でのこの外弁制度の議論、これはこの外弁制度研究会自体、これは3回目になりますかね、それから先ほど下條委員から御指摘のあった司法制度改革推進本部の法曹制度検討会、そのあたりの議論状況、そのあたりの何か議論の資料ということはあるかと思いますが、少しそのあたり皆さんで御議論いただければと思います。

伊藤座長 どうぞ、高中委員。

高中委員 外弁法は、この資料にあるとおり数次にわたって改正されておりますけれども、その都度、法務省の担当の方がNBLに、あるいは商事法務でしたか、はっきりしていませんけれども、必ずその沿革、どういう経過があって改正があり、改正はどのようなポリシーに基づいて改正されたかと、もちろん個別の条文の解釈論もございますけれども、どうしてそういうふうになったのかといういきさつについては、たしかすべての改正について法務省の担当者の解説があったというふうに記憶しています。

本日、お手元には、当時の但木司法法制課長のお書きになられたNBLの論文がございしますが、これは外弁ができたときの、導入された当時の沿革、背景事情しか書いてございませぬので、その後の今申し上げた越委員の知りたい、つまり外弁問題について知りたいということに関して言うと、そこのエッセンス部分を御覧になると、どうして3次にわたってこういうような、いわゆる緩和的な改正がなされたかというのが分かるのではないかと思います。ちょっと御参考までに申し上げます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、牛島さん。

牛島委員 先ほど、資料の1-1でございしますが、設置要綱の2、目的、3行目に「外国法事務弁護士事務所の法人化」と出ておりまして、これが今回の目的であるというふうに理解しておりますが、この「法人化」というのが何なのか、これは恐らくこれからの過程で明らかにされることだろうとは存じます。したがって、いささか鶏・卵的なポイントにはなるかと思っておりますけれども、そもそも法人化というもので大体どういうことを、株式会社であれば、これは恐らく相当共通したものがあろうかと思っておりますが、弁護士法人が一つの手本とあっていいのでしょうかね、先例となってくるのだらうと思っておりますけれども、大体どんなことが法人化なのかということが多少ともニュアンスというのでしょうか、たたき台というのでしょうか、基本形というのでしょうか、できればそのことが一体どんな意味を持っているのかということも含めて、細かいことを申せば、細かくないかもしれませんが、法人化をすると、例えば税務上、交際費がどうなるということも私も聞いたりしますので、そこまでは必要かどうかは分かりませんが、たたき台です。しかし、多少とも法人化というのは何を話しているのか、あるいは話すべきなのかということをお程度まとめがあれば、たたき台としてのまとめにすぎませんが、お願いしてもいいのでしょうか、御検討いただければと思います。

伊藤座長 なるほど、そうですね。恐らくもう十分な認識を持っていらっしゃる方もおいでかもしれませんが、私のように必ずしも正確な認識は持っていない者もおりますので、現在の日本の弁護士ないし弁護士法人をモデルにして、一体、今、牛島さんがおっしゃった法人化というのはこういう意味があつて、それは弁護士業務にとってこういう機能を持っているのだとか、そういういわば基本的なことについては一応確認をするようなことをしておいたほうがよろしいかもしれませんね。ありがとうございます。

いかがでしょう。

出井幹事 この研究会を設置するときに、法務省と日弁連の間でいろいろ下協議をしておりました。まさに日米規制改革イニシアチブ、規制改革の要求にこたえて、日本政府としてどうするのかと、その過程で日弁連とも協議をするということになっておりましたので、そういう文脈で協議をしておりました。そのときに、この法人化とは何なのかということ、私どもは事務レベルでどういうイメージを持っていたのかということをお話しします。法人化というと、牛島委員から御指摘のあったように、株式会社とかいろいろな法人が考えられるわけです。ただ、ここで言う法人化というのは、あくまで日本の弁護士法の弁護士法人、専門職法人という言葉が使われておりますが、それは日本で言うと、日本の弁護士法上の弁護士法人です。これをイメージしておりました。したがって、そこもこの研究会でどこまでその法人の概念を広げるのかということはお検討いただくことは可能であると思っておりますけれども、幹事・事務レベルではあくまでも日本の弁護士法人ということをおイメージしておりました。

伊藤座長 どうぞ、牛島さん。

牛島委員 御趣旨よく分かるつもりでございます。私はそれなりに多少は日本の弁護士法人を分かっているつもりで実はよく分かっていないので、その日本の弁護士法人というものがどういうものかということについては、恐らくどこかで出てくるんですかね。何も最初に出さなくてもいいのかもしれませんが、法人化について、外国法事務弁護士事務所の法人化について話すというときに、法人化って何なのかということで、今まさに出井先生おっしゃったように、日本の弁護士法人なんですよと言われても、日本の弁護士法人というのは、ではあれですかというほどは余り人口に膾炙していかないのではないかとということでございます。あるいは不適切でしたら、その辺をおっしゃっていただければ。

伊藤座長 よく御趣旨が分かりますので、そういうことでよろしいですね。

出井幹事 少しそこも検討させてください。確かに株式会社といったら皆さんイメージがパツと沸くのですが、弁護士法人というと、我々というか、弁護士、それから法務省はイメージが沸くのかもかもしれませんが、それ以外の方はもしかしたらちょっとイメージが沸かないかもしれませんので、そこはではどういうふうな形でやるかちょっと検討したいと思えます。

伊藤座長 それでは、お願いいたします。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、杉山さん。

杉山委員 今日資料の2-2の外弁法改正の経緯を読みますと、私も当時、日本におけるサービス分野において、諸外国の市場参入問題というのを取材した経験がありまして、懐かしく読んでいたのですけれども、これはアメリカを初めとして、いろいろな弁護士の皆さん、日本において事業をしたいということで入ってこられているわけですがけれども、そ

の後日本企業なり、日本経済なり、日本の社会が良くなっていけば非常にいいと思うので、私もそういう点で規制緩和なり市場参入についてはそういう視点で見てきたわけですが、これについてお尋ねしたいのですけれども、資料の2-3-(1)とか、外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況というのがありますね。先ほどの説明だと、大体承認が年間30人、40人になっていますね。今はこれはどうなのでしょう。こういう現状、日本においてこの外国法事務弁護士、どんどん増えていく状況にあるのかどうか。

それから、先ほどどなたか、越さんですか、委員の方もちょっと触れましたけれども、使うほうの企業ですね、日本企業、いろいろ外国に関する弁護士を使って、いろいろ事業をやるとか、そういう需要ですね。そういう点でも、今、日本企業は本当にこういう方々をどんどん使って仕事をしたいのか。これは今日ではないにしても、今後そのような需要サイド、とりわけ企業サイドのヒアリングだといろいろやるのかもしれないけれども、いろいろな資料なり声が如実に反映されているような何か資料があるといいなと思っています。その点をお伺いしたいなと思います。

伊藤座長 分かりました。

これもまさに本研究会の課題でもありますので、今日に限らずと思いますが、これからその点は準備するという事です。

出井幹事 これは法務省、それから座長とも相談の上ということになりますが、先ほど法務省から御紹介のあった規制改革推進のための3か年計画の中にも、我が国における国際的な法的需要の動向を踏まえてということがございますので、このあたり、ユーザーサイドのニーズについて、何らかの形でこの研究会で出していくということは検討していくべきであるというふうに幹事としては考えております。

伊藤座長 分かりました。

それでは、そのような形で対応させていただきます。どうもありがとうございました。

どうぞ、ほかに何かございましたら。

越委員 外国人看護師の制度に関しては、例えばフィリピンならフィリピンにおいて、どんな看護学校のレベルか、カリキュラムの時間数は足りているか否か、各診療科目についてもきちんと教えているかなどをチェックします。日本での資格の取得を申請する人が、「フィリピンではこうですよ」という説明資料を提出し、それを厚生労働省が、いいとか悪いとか、この点は足りませんなどとチェックします。

外弁制度においては、そういうようなチェックはしない制度の立て方になっているのですか。

渡邊幹事 先ほど御説明しましたとおり、外国弁護士の資格を有する方が法務大臣の承認を受けて、なおかつ日弁連の登録を受けて初めて外国法事務弁護士となるわけですが、その承認の実務につきましては、ちょっと本日手元に資料を用意してございませんので、今、越委員のほうから御要望のあった点についてお答えできるようなものを見繕ってみたいと思いますので、次回あたりには御説明したいと思います。

越委員 いろいろすみません。

伊藤座長 では、そのような形で対応させていただきます。どうもありがとうございます。

どうぞ、ほかの方、御発言ございましたら御遠慮なく。

どうぞ、牛島さん。

牛島委員 今、法務省から、次回御説明くださるとおっしゃったので、私の申し上げることはまことに蛇足でありますけれども、今の御質問の点、一言だけ、全く足りないと思いますけれども、申しますと、外弁法の第2条に外国の弁護士というものの定義がありまして、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」と、弁護士というのは日本の弁護士です。ですから、イメージ感としてはそんなものであると。私、今の看護師の話、大変興味深く伺ったのですけれども、「弁護士に相当するもの」というあたりで一定の意義づけがされているということ、それはまた詳しく教えてくださるだろうと思います。余計なことかもしれませんが。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。なるべくいろいろ宿題を出しておいていただいたほうが、この研究会の審議も順調に運ぶと思いますので、御遠慮なくおっしゃってください。

どうぞ、高中さん。

高中委員 恐らく今後の流れからすると、今ずっと話が出ております外国法事務弁護士法人というのは、日本の弁護士法人に準じた形でつくられていくというふうに思いますから、それは当然の前提でよろしいのですが、冒頭御説明ございましたとおり、外国法事務弁護士の権限範囲は限られている。つまり、弁護士の間でオールラウンドではないと。一定の原資格国法、原則、原資格国法に限定されているということもあります。日本の弁護士法人はオールラウンドでございますから、そういう観点からいたしますと、ほかの専門職の法人について、特徴的なところで結構なのですが、我々も六法を見ればいいんでしょうけれども、比較みたいなものでおまとめいただくと、今後の議論の参考になるかなと思うんです。

なぜこんなことを言うかということ、司法書士が簡裁代理業務を持っていらっしやって、日本の弁護士の一部権限がそういう意味では司法書士にある。司法書士法人の中で簡裁訴訟代理業務をどういうふうに法人の中で扱っているかというのが出ると思うのです。あるいは、行政書士法人もしかりですし、そうすると、その中のいろいろなバリエーションのテクニックを今回の外弁法人の中に当て込むことができるのがあるのかもしれないということもございまして、弁護士と全く同じようなものをつくるのであれば、冒頭、下條委員が言ったように、右のものを横にするか、横のものを縦にするか知りませんが、それで済むのですけれども、かなり難しい議論が、権限がそういう意味で限定されているということからすると、そういう他業種の中で参考に値するものがあるのではないかというふうにちょっと思ったものですから。私の勉強不足を棚に上げて恐縮でございますけれども、司法書士法人とかあるいは行政書士法人ほかで、他業種でほとんど、たしか弁理士法人もできたはずですから、全部できているはずなのですね。その中で権限、弁護士に比べて一部権限がある専門職についての法人の在り方で特色のあるものについて、ここで議論する中で一つの材料にできるかなというところもございまして。お手間をとらせて恐縮ですが、ちょっとそういうコンパクトな、ほかの専門職の法人と弁護士法人との異同というのでしょうか、それを、細部の点は要りませんが、その権限に主に限定して出していただくとありがたいのかなというところがございまして。大変御面倒なお願いではございますが、ここの議論の参考にはなるかなというふうには思います。

伊藤座長 限定された範囲で法律事務を取り扱う専門職について、法人化が既に認められてい

る例についてのいわば比較検討というような視点からの資料収集ということですね。大変示唆に富む御意見ありがとうございました。

ほかに御発言はございませんか。まだもちろんこれから、次回以降審議の過程でいろいろ御質問や御意見が出ることと思いますが、そういう意味では、別に今日御発言がなくてもという趣旨ではございませんので、それではまたいろいろな皆様方の御意見や全体的なことについての御質問等に関しては、次回以降も継続する可能性を残してということで、本日の段階ではこの程度で宜しゅうございますか。

どうぞ、下條さん。

下條委員 今回の主題が外国法事務弁護士法人ということになっておりますので、果たして諸外国において同じような制度があるのかないのか。つまり、アメリカなんかで言いますと、先ほど御紹介があったように、フォーリン・リーガル・コンサルタントというのがあるわけですが、フォーリン・リーガル・コンサルタントについて、そういうプロフェッショナル・コーポレーションというのですかね、そういうものがあるのかどうなのか。何か諸外国の例といいますか、そういうのは私の知る限りでないんですけれども、そういうものがあるのかないのか、そのあたりをちょっと調べていただけたらと思います。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、この程度で本日の段階ではよろしゅうございましょうか。

それでは、次に進ませていただきますが、資料3-1を御覧になっていただきますと、「研究会における検討事項（案）」でございますが、これにつきまして、先ほど来の説明にもございましたが、本研究会の設置、開催の経緯ということを考えますと、外国法事務弁護士事務所の法人化に焦点を当てて議論をしていただきたいと存じますが、この点はそれでよろしゅうございますか。それでは、御了承いただいたものといたします。

そして、そのことが前提になりますが、次の資料3-2を御覧いただきますと、会議の開催日程及び議事内容の案が配布されております。これにつきましては、今のところ3、4週間に1回程度の開催が予定されております。いずれにいたしましても、年末に最終報告をまとめるということで、その最終報告に向けまして、協議の進行状況を勘案しながら、研究会の審議を進めていきたいと考えておりますが、この点もこのような日程及び議事案で御了解いただけますでしょうか。もしこういうことでよろしければ、このようにさせていただきますと存じます。

なお、具体的には、前半は諸外国の、今日もいろいろ御質問等がございましたけれども、そういうことも含めまして、外国弁護士受入制度の状況についての説明、それから渉外関係事務所等によるプレゼンテーションを10分程度、それからヒアリングを20分程度を1、2組、合計30分から60分ぐらいになりましょうか。そして、それについて前提とした協議を60分ぐらいですると、そんな目安で進めて、そして外国の外弁受入制度とか、あるいはこれもいろいろ本日の御発言にも関係いたしますが、渉外的法律事務所の現状に対する委員の皆様方の御理解を深めていただきまして、それを踏まえて後半の研究会で論点を整理していきたいと、このようなことで進めさせていただければと存じます。

それでは、今までの本日の議事全体について、御質問あるいは御意見などがございましたら、どうぞ。まだ多少時間の余裕もございますからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、牛島さん。

牛島委員 今のいろいろ座長から御説明いただいたこと、大変ありがたいと存じておりますが、資料3-2を拝見しますと、先ほど来いろいろ御質問、御指示いただいていることがどこに入るのかなど。そのお答えですね。もちろん恐らく相当要領よくおまとめくださるのかなとは存じますが、その辺について、どうすればいいということは私は全くございませんので、何かの特段の御配慮をお願いする必要があるのかなということを疑問としてだけ提起させていただければと存じます。

伊藤座長 分かりました。

これはお二人の幹事と協議しながら、適宜のところということでよろしいですか。

どうぞ、中川さん。

中川委員 この研究会の進め方につきましては、日弁連の方とも協議をさせていただいております。それで、先ほど来、委員の先生方からやはり、こういうことについての説明をいただきたいとか資料というような御発言をいただきまして、そのあたりのことにつきましては、私どもも必要だろうというふうに思っておりましたので、実はこの日程を考える際に、ヒアリングの進め方ということも実は協議をさせていただいております。次回の日程のときには、グロンディン氏ということで、これまでの日本における外弁受入制度あるいは規制緩和の状況というようなことを、一番歴史的なところを話していただくということをまず考えております。

その後で、次の3回目には、実は内々ですけれども、牛島委員のほうから、反対に日本における受入制度を見てどうなのか、あるいは諸外国との比較でどうなのかというあたりを御発言をいただければというふうに思っております。

それから、先ほど外弁のユーザーという立場で、どうなのだろうかということがございました。実はこちら内々、松木委員が、今回そういう意味では外弁の付き合いが一番多い商事に勤めていらっしゃるということで、委員の立場でいろいろな意見をちょうだいできればと思っております。

そして、日程としては今のところ9月に入ってからにはなっておりますが、国内の渉外系、大手の渉外事務所、実際に、国際的な取引あるいは法的な紛争については、今どのような取扱いをしているのかということヒアリングをさせていただければと思っております。それと同時に、やはり法人化ということでございますので、日本の大手の法人化した事務所においでいただきまして、実際に日本の弁護士法人がどういうふうな現状であって、今の弁護士法人の制度の中で、どのようなメリット・デメリットがあるのか、先ほど牛島委員のほうからもありました税務の問題とか、そういうような具体的な話もちょうだいしたいと思っております。そういうような、まずは広く諸外国における外国弁護士制度が国内における日本の法律事務所の状況と、大きなところを御議論いただいた後に、各論としまして、今、法人化ということで具体的な論点のほうを詰めて御議論をいただければというふうに思っております。そういうふうに一応スケジュールを考えておりますので、これにつきましてもまた、ヒアリングをこういう方にさせていただきたいとか、せっかくオブザーバーで外国法事務弁護士さんがいらっしゃっておりますので、現状としてどのような事業を日本で活動なさっているのかとか、もし意見をちょうだいしたいということであれば、発言をしていただければというふうに思っておりますので、またそのあたりも

御意見いただければと思います。

伊藤座長 それでは、今、中川委員から補足しての御説明がございましたけれども、そういうことで今日の御提出いただいたような問題につきましても、適宜の場所でしかるべく御説明をした上で御意見をいただくと、そういうことにさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。若干予定しておりました時間よりは早いのですが、特に御意見等がなければ、本日はこれで閉会にさせていただきたいと存じます。

それでは、次回でございますが、次回は6月20日金曜日午後3時から、この建物の17階の会議室で開催いたしたいと存じますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

—了—